

# 8930 Vol.73

ヤ ク ザ ゼロ



大切にしたい私たちの県花

🌸より明るく住みよい神奈川をめざして🌸



撮影 堀川将克 氏

## 暴力団追放「三<sup>ワン</sup>ない運動+1」の推進

暴力団を

- 恐れない
- 金を出さない
- 利用しない
- 協力しない

を実践しましょう



公益財団法人

神奈川県暴力追放推進センター

私は、本年8月、廣瀬前理事長の後任として、神奈川県暴力追放推進センターの理事長に就任いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

県民の皆様におかれましては、日頃より、当センターの活動に関し、ご支援とご理解を賜り誠にありがとうございます。

さて、当センターは、暴力団対策法にもとづき、平成4年に「暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、もって安全で住みよい地域社会の実現に寄与する」ことを目的として設立され、平成23年4月1日公益財団法人への移行を経て、間もなく25年を迎えようとしております。

当センターでは、暴力団追放の広報啓発活動をはじめ暴力団に対する困りごと相談、各事業所の「不当要求防止責任者」に対する講習の実施など、暴力団を根絶するための事業活動を継続的に推進しており、その活動は、警察の取締りや社会全体での暴排活動と相俟って、ここ数年の暴力団組織やその構成員の減少に結びついているものと確信しております。神奈川県におきましても、平成28年1月現在、99組織、約2,620人の構成員を把握していますが、減少傾向にあると聞いております。

しかし、昨年8月末、指定暴力団六代目山口組が神戸山口組と分裂し、両組織による対立抗争事件が全国で86件発生し、神奈川県におきましても、2月から3月にかけて、厚木市において、六代目山口組弘道会傘下の関連施設にトラックが突っ込むなどの事件が発生し、また、相模原市内では神戸山口組の車両が破壊されるなどの事件が発生しております。

このように勢力は減少傾向となっても、暴力団の危険性は依然として変わることはありません。

ところで、当センターは、平成25年に国家公安委員会から「適格都道府県センター」として認定を受

けました。これにより、県民市民が、暴力団に対し、事務所使用差止請求の訴訟の提起などを行うに際し、市民が原告となるのではなく、市民の皆様の委嘱により、当センターが原告となることができ、それによって、市民の皆様が手続の矢面に立つことがなくなりました。

危険性の高い暴力団事務所の使用差止めを図ることは、周辺住民はもちろんのこと、神奈川県民にとっても、その安心安全の実現に直結するものであります。

そのためには、県警察の役割はもとより重大であります。何よりも、住民の方々の主体的行動力が必要な支えとなり、官民一体となった取締りと暴排活動が必須と考えられます。

当センターは、県警察や神奈川県弁護士会、行政機関等の各関係機関をはじめ県民の皆様との連携を更に強め、暴力団追放のため「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」プラス「暴力団に協力しない」の三ない運動プラス1(ワン)の浸透に努め、安全で住みよい神奈川の実現に寄与して参りたいと思います。

私といたしましても、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員長や、稲川会総裁使用者責任追及弁護士団長などを務めた経験を生かしつつ、センターの崇高な目的の実現に向け、理事長として誠心誠意努めて参りたいと存じておりますので、どうか今後とも引き続いてご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様のご健勝、ご活躍を心から祈念申し上げます、理事長就任のご挨拶とさせていただきます。



## 第25回 神奈川県暴力追放 県民大会開催



当センター主催の「第25回神奈川県暴力追放県民大会」については、平成28年9月8日、神奈川県立音楽堂において、神奈川県及び神奈川県警察本部の後援により開催いたしました。

大会当日は、県議会森議長、神奈川県弁護士会種村副会長、県公安委員会羽田委員長等多数の来賓出席のもと、県内の職域、地域の暴排協議会、県企業防衛対策協議会の会員等約1,000人の方々の参加を得て、盛大に開催することができました。

第1部は、当センター会長の黒岩知事及び副会長の島根警察本部長の主催者あいさつにつづいて、黒岩知事から暴力追放に功労があった2団体、3個人に表彰状を贈呈し、森県議会議長から来賓を代表して祝辞をいただきました。

最後に、受賞者を代表して大和・綾瀬暴力団追放推進協議会小林会長による大会宣言により、第一部を締めくくりました。

第2部は、県警察音楽隊による演奏とステージドリルを行った後、県警察暴力団対策課員、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士、当センター職員による演劇「暴力団事務所の撤去に向けて」を行い、更なる暴力団排除を誓い大会を閉幕いたしました。

第2部は、県警察音楽隊による演奏とステージドリルを行った後、県警察暴力団対策課員、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士、当センター職員による演劇「暴力団事務所の撤去に向けて」を行い、更なる暴力団排除を誓い大会を閉幕いたしました。



黒岩知事のあいさつ



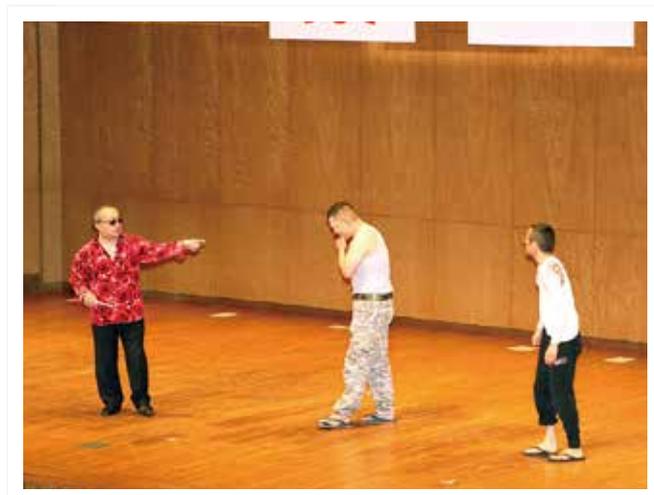
島根警察本部長のあいさつ



森県議会議長の来賓祝辞



県警察音楽隊カラーガードによるステージドリル



演劇「暴力団事務所の撤去に向けて」

## 暴力追放功劳表彰



功劳団体表彰



功劳者表彰

### 受賞団体及び個人の方々

#### 1 団体功劳表彰

- 金沢区暴力団排除対策推進協議会（会長 相川 文五郎 様）
- 相模原北暴力団排除対策推進協議会（会長 奥山 助治 様）

#### 2 個人功劳表彰

- 小林 勝 様（大和・綾瀬暴力団追放推進協議会会長）
- 豊島 迪彦 様（鎌倉暴力団排除推進協議会会長）
- 篠田 和也 様（三崎暴力団排除対策推進協議会会長）

## 平成28年 センターの主な活動・支援

暴力団離脱者社会復帰対策会議 (H28.2)



第24回神奈川県地域暴力団排除組織連絡協議会総会 (H28.3)



暴力団被害無料電話・来所相談会  
(神奈川県弁護士会・県警察・暴追センター共催) (H28.5)



高津区防犯・暴力団排除総ぐるみ大会 (H28.10)



厚木警察署管内暴力団排除総決起大会 (H28.9)



旭区暴力追放総ぐるみ大会 (H28.10)



# 事業者のための暴力団排除条例

## 1 なぜ、事業者にまで規制を設けなければならないのですか？

ほとんどの事業者の皆さんは、暴力団と関わりを持たない善良な方です。一方、暴力団に資金を提供している人や暴力団と付き合ったり、利用したりすることを悪いと思わない人もおられます。

このような行為が暴力団がなくなる要因のひとつになっていきます。この条例では事業者による暴力団への利益供与を禁止しており、今後は勇気を持って暴力団を拒絶するように努めてください。



## 3 どのような行為が「事業により暴力団を利すること」に当たりますか？

事業者が行う商取引などの行為が、暴力団にとって組織の維持、勢力の拡大に資する場合がこれに当たります。

条例では、第23条第2項（利益供与等の禁止）に、事業者が暴力団に対して行ってはいけない禁止行為7項目を列挙しています。

これらの行為をすると、**調査、勧告、公表**の対象となります。



## 2 暴力団排除のために事業者は何をすべきでしょうか？

まず、暴力団は事業活動に不当な影響をあたえる存在であることをしっかり理解し、「暴力団を恐れない」「暴力団に協力しない」「暴力団を利用しない」ようにしてください。

そのうえで

- 契約書等における暴力団排除条項の整備
- 地域における暴力団追放運動やイベント活動への参加
- 警察への暴力団排除に役立つ情報の提供等を積極的に行ってください。

## 4 不動産を取引する時は、具体的には何をしなければいけないのですか？



県内に所在する土地、建物を取引する時は、その相手方に対し暴力団事務所として使わないことを確認するほか、契約書等に「暴力団事務所としては使ってはいけない」旨を定めるよう努めてください。また、あらかじめ暴力団事務所として使用されることを知りながらの不動産取引は禁止行為として、**調査、勧告、公表**の対象となります。

は一部を委託し、又は請け負わせること。

### 事業者が暴力団の活動を助長することを知らずに行う7項目の禁止行為

- ① 暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
- ② 暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
- ③ 暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
- ④ 暴力団事務所の建築を請け負うこと。
- ⑤ 暴力団事務所の増築、改築又は修繕を請け負うこと。
- ⑥ 暴力団の威力を示すための行事を行う場所を提供すること。
- ⑦ その他、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

# 平成28年の主な暴力団排除条例適用状況

※神奈川県暴力団排除条例を適用した事案は、平成23年施行以来、昨年まで総数33件です。

番号	年月	事案概要	対象者	違反・条項	措置(処分)
1	H28.1	神奈川県内の土木建築業者は、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、稲川会系幹部に対し、平成23年11月ころから平成26年11月ころまでの間、前後4回にわたり、カレンダー代名目の用心棒代として合計金額48万円の現金を供与したものである。	土木建築業者	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	勧告
		暴力団は、その情を知りながら利益供与を受けたものである。	稲川会系 幹部	利益受供与 第24条第1項	
2	H28.2	神奈川県内の建設業者は、稲川会系幹部から、組織の活動拠点を確保するため賃貸借物件の契約に際し借主として名義を貸してほしいと依頼され、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、平成25年6月、神奈川県内所在のマンションの一室の賃貸借契約を再契約するにあたり、自己の経営する会社の名義を利用し、初回契約した平成22年6月と同様に、自己の経営する会社を借主、稲川会系暴力団幹部を居住者とする3年間の賃貸借契約を再締結して、もって、暴力団側に財産上の利益を供与したものである。	建設業者	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	勧告
		暴力団は、その情を知りながら利益供与を受けたものである。	稲川会系 幹部	利益受供与 第24条第1項	
3	H28.6	神奈川県内の運送業者は、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、六代目山口組系暴力団幹部に対し、平成23年4月から平成27年12月までの間、同人の飲食代金(合計金額114万円相当)を供与したものである。	運送業者	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	勧告
		暴力団は、その情を知りながら利益供与を受けたものである。	六代目山口組系 幹部	利益受供与 第24条第1項	
4	H28.7	神奈川県内の飲食店経営者は、その事業に関し、暴力団の威力を利用する目的で、六代目山口組系幹部に対し、平成27年2月ころから平成28年5月ころまでの16カ月間、同幹部が所有する車両の月極駐車料金、合計金額43万2千円の駐車料金を肩代わりして供与したものである。	飲食店経営者	利益供与等 (威力利用) 第23条第1項第1号	勧告
		暴力団は、その情を知りながら利益供与を受けたものである。	六代目山口組系 幹部	利益受供与 第24条第1項	
5	H28.8	神奈川県内の自動車整備業者は、その事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、平成27年6月5日、稲川会系幹部から事業資金として現金100万円の出資を受けたものである。	自動車整備業者	利益利供与等 (出資・融資受け) 第23条第2項第2号	勧告
		暴力団は、その情を知りながら出資・融資をしたものである。	稲川会系 組長	利益受供与 第24条第1項	



## 神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
- 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
- 8 事務所使用等差し止め請求訴訟
- 9 不当要求防止責任者講習の実施

## 賛助会員の募集

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターでは、事業の推進を援助していただける個人、法人などの方々を賛助会員として募集しています。

### 1 入会手続き

- ◎入会のお申し込みは、弊センターのホームページ「賛助会員の募集（入会のお申し込み・賛助会員登録フォーム）」をクリックして、申込書に所定事項を入力し、送信してください。
- ◎入会のお申し込みは、個人、法人及び事業者団体に限りさせていただきます。

### 2 年会費（4月1日から翌年3月31日までの一年間）

- ◎会費は、個人1口5千円、法人及び事業者団体1口2万円です。
- ◎個人、法人及び事業者団体ともに1口以上何口でもご自由です。
- ◎弊センターは、公益財団法人の認定を受けておりますので、税制上の優遇措置が認められます。



会員プレート

## もし暴力団から不当な要求があったら

### ■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 ☎0120-797049 ナクナレ要求  
 条例専用電話 ☎0120-110675

### ■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

☎045-201-8930 ヤクザゼロ  
 ☎045-663-8930 ヤクザゼロ